

Title	巻頭言 今日における平等の課題 : ロールズの『正義論』との関係で
Author(s)	阿久戸, 光晴
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No. 46
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=2164
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

巻頭言 今日における平等の課題

—— ロールズの『正義論』との関連で ——

聖学院大学総合研究所副所長
聖学院大学学長

阿久戸 光晴

モーセは彼らに言った、「これは主があなたがたの食物として賜わるパンである。主が命じられるのはこうである、『あなたがたは、おのおのその食べるところに従ってそれを集め、あなたがたの人数に従って、ひとり一オメルずつ、おのおのその天幕におるもののためにそれを取りなさい』と」。イスラエルの人々はそのようにして、ある者は多く、ある者は少なく集めた。しかし、オメルでそれを計ってみると、多く集めた者にも余らず、少なく集めた者にも不足しなかった。……モーセは彼らに言った、「だれも朝までそれを残しておいてはならない」。しかし彼らはモーセに聞き従わないで、ある者は朝までそれを残しておいたが、虫がついて臭くなった。モーセは彼らにむかつて怒った。

(旧約聖書・出エジプト記二六章一五〜二〇節)

エジプトの奴隷状態から礼拝の自由を求めてシオンの地を目指して進むイスラエルの民に、モーセが神の命を取り次ぐのは、天来のパンであるマナのことである。マナは、生きとし生けるすべてのイスラエルの民が生きる糧として、分け隔てなく天より与えられる糧である。それは多く集めた者の分も、少なくしか集められなかった人の分も結果として等しくなり、ひそかに備蓄しようとした者のマナは腐敗したのである。人が生きるに不可欠な糧は、人の働きに比例せず、天より平等に与えられたのである。これを人の平等なる生存権の原型と考えることはできないであろうか。

現代において自由を奨励し、自由競争社会化を図ることにより、予定調和的に人々は活気をもつて働き、社会の精神においても、経済においても、人類共同体発展に拍車がかかるはずであった。しかし現実にはまったくそうなっていない。自由競争市場において一時的勝者がその「暫定勝利」を固定化しようとして、様々な競争阻害的行動に出ることと他者に迷惑を与えかねない不要な独占的備蓄が、一時的敗者の立ち直りと再チャレンジという自由社会の本来の自由の機能を殺す役割を持っているのである。以前の拙巻頭言（当研究所紀要第四二号）で述べたように、自由の精神でスタートした市場競争が一度かぎりの「決着」によって競争の舞台たる市場独占化をもたらし、やがて競争自体が停止し市場自体が独占組織の「鉄の檻」に入れられ、結局自由な経済活動が死滅していくという自己矛盾であり、このことについてアメリカ合衆国では初期資本主義興隆の段階ですでに気づかれていた。すなわちシャーマン法（一八九〇年）やクレイトン法（一九一四年）などの連邦反トラスト法が制定されたのである。考察するに、自由の中枢に人間の罪が巢食うゆえに、自由を生かすためには、自由の放任ではなく、独占を抑制し自由が生きるようなある種の規制が必要なはずである。また自由を補完するもう一つの観点が要請されるであろう。それが今日における平等という観点である。

さて、きょうもどこかの鉄道駅で「人身事故によるダイヤの乱れ」がアナウンスされているかもしれない。それは知る人ぞ知る自死によるものであり、我が国における年間三万二千人以上もの自死者の現出はまさに異常事態である。湯浅誠氏は、今「自己責任論」の名のもとに社会から段階的に排除され、最終的に自分自身からも排除されていき（自死へ）、社会が見捨てていく貧困層が急速に肥大化していると警鐘を鳴らしている（聖学院大学シンポジウムを基とした『現代の貧困』新泉社より）。こうした一時的でない「敗者」にはもはや日本社会で居場所がないのであろうか。自由の活性化市場に自らの生を適合できなかった者には、生きる権利がないのだろうか。「生きとし生ける者」の等しく（平等に）持つ天賦の生きる権利「生存権」は、法の下の平等という形式的権利よりも実質化されることを保証する権利概念であろう。この平等なる生存権の実現は、官民協力し合うべき福祉社会によつて達成されよう。福祉は、自由の放任からは出てこない概念であり、自由の成熟によりその本来の目的が明らかにされた時に現れる概念である。福祉は、自由とは別に、また自由を補完するものとして、一定の格差を認めながらも究極において平等を目指していくものである。

ところで、ジョン・ロールズの『正義論』は、現代社会でますます妥当性を有すると思われる。それは、まさにこの自由と平等の現代的関係を考察する思想が提示されているからである。ロールズは、社会契約説の論理を現代の正義論として装いも新たに復活させようと試み、原初状態において自由かつ合理的判断を下しうる人々が合意するであろう二つの正義の原理をあげた。その第一原理として「各人は他者の同様な自由と両立しうるかぎりにおいて基本的自由を最大限保証される（自由の原理）」とし、第二原理として「社会的・経済的不平等が許されるのは次の二条件を満たすかぎりであり、それはその不平等が最も不遇な立場の者の利益を最大にし（格差原理）、その不平等が公正な機

会均等の条件下ですべての者に開かれている地位や職務に付随したものである（機会均等原理）かぎりである」こととした。ロールズは、所有や契約に基づく経済的社会的活動を社会が積極的に導入すれば、必ず一定の格差の発生を認めざるを得ないことを前提に、そのやむを得ない格差が社会福祉の充実につながっていく社会を目指している、と言えるのである。これはGNPに象徴されるような国家全体の豊かさを目指す政策よりも、社会的なミニマム（社会的経済的生活水準の最低レベル）を引き上げる政策を優先する価値判断を正当化することになる（内井惣七「ロールズと平等と公平な格差」、『正義論の諸相』所収、法律文化社）。

ロールズの論を敷衍するかぎり、すべての者が自由権とともに生まれながらの生存権を持つことが確認され、社会参加の機会均等（それは一回だけの競争参加ではなく、繰り返し再挑戦できる競争参加を意味する）が保証されるだけでなく、結果としての格差についても最も不遇な者が最大に配慮される社会、福祉社会を目指すことになる。機会均等という自由競争が結果としてもたらした再挑戦を不可能にするほどの結果としての格差の現実、これを究極において目指される平等という問題意識から抑制して、万人の生まれながらの生存権を守ること。これが今日、平等という観点が要請される所以である。